



令和5年12月吉日

関係団体の皆さま

厚生労働省 労働基準局  
安全衛生部 化学物質対策課  
【事業受託】株式会社労働調査会

石綿障害予防規則に基づき、建築物等の解体・改修工事においては、施工業者（事業者）に作業に従事する者の石綿粉じんによるばく露防止対策の措置を講じることが義務づけられています。戸建て住宅などの当該工事を行う場合には、工事の施工業者だけでなく、工事の発注者となる建物のオーナーなどにおかれましても、飛散した石綿を吸入する可能性がありますので、石綿障害予防規則、大気汚染防止法など関係法令に定められた措置を講じていただく必要があります。

発注者の対策がより徹底されるようにする観点から、昨年度、必要な措置を周知するための発注者向けリーフレットを作成し、関係団体の皆様におかれましては、発注者に理解を求める際の説明等にご活用いただいたところですが、今般、当該リーフレットの内容を更新しました。

主な更新内容としては、工事の発注者となる建築物等のオーナーなどの範囲について、これまでは主に戸建て住宅としていたものに、ビル及びマンションを明示的に追加したものになります。

つきましては、昨年度と同様に、説明等にご活用いただきますようよろしくお願い申し上げます。

## 記

### 1. 同封内容

・周知用リーフレット

2. 今回のリーフレットにつきましては、「石綿総合情報ポータルサイト」にも掲載しております。こちらも併せて貴団体のホームページ等にリンクさせていただきますと幸甚です。

(<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>)

3. 配送元（厚生労働省「令和5年度 改正石綿障害予防規則の周知広報事業」受託先事務局）

株式会社労働調査会 田中、大石  
電話 03-3915-7221

以上